

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和 8 年 5 月 20 日午後 1 時 30 分から令和 8 年第 5 回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は 19 名で次のとおりである。

第 1 番委員	坂 井 聡	第 11 番委員	高 橋 新 一
第 2 番委員	小 野 ま り 子	第 12 番委員	佐 藤 浩 幸
第 3 番委員	宮 本 賢	第 13 番委員	佐 藤 祝
第 4 番委員	倉 田 和 久	第 14 番委員	山 路 和 弘
第 5 番委員	渡 辺 好 章	第 15 番委員	小 坂 倫 充
		第 16 番委員	小 岩 野 悦 子
第 7 番委員	高 橋 重 貴	第 17 番委員	小 嶋 教 三
第 8 番委員	及 川 宏 和	第 18 番委員	田 口 敏
第 9 番委員	有 住 寿 哉	第 19 番委員	高 橋 正 則
第 10 番委員	高 橋 義 隆	第 20 番委員	菊 地 成 壽

2. 本会議を欠席した委員は 0 名である。

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	関 口 潤
事務局長補佐	及 川 博
係 長	田 尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第 4 号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第 6 号	令和 7 年度金ヶ崎町農業委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田 尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

議	長	只今から令和 8 年第 5 回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。 時間 13 時 30 分
議	長	只今の出席委員は、19 名であります。 定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。
議	長	日程第 1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	異議なしと認め、議事録署名人には 14 番山路和弘委員、15 番小坂倫充委員を、書記には事務局を指名いたします。
議	長	日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
議 事 議	長 務 局 長 長	日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】 報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
議	長	日程第 4、報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事 務 議	局 長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。
議	長	日程第 5、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事 務 議	局 長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 ここで、番号 5 番の案件について、8 番及川宏和委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。 ———第 8 番委員退席———

議	長	これより、番号 5 番の案件について、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 ———なしの声あり———	
議	長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ———なしの声あり———	
議	長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 番号 5 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員 の挙手を求めます。 ———委員挙手———	
議	長	挙手全員であります。 よって、本案件は原案のとおり決定しました。 8 番及川宏和委員の入席を許します。 ———第 8 番委員入席———	
議	長	8 番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。 これより、番号 1 番から 4 番の案件について、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 ———なしの声あり———	
議	長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ———なしの声あり———	
議	長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、 許可に賛成する委員の挙手を求めます。 ———委員挙手———	
議	長	挙手全員であります。 よって、当案件は、許可することに決定しました	
議	長	日程第 6、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に 対する意見の決定について及び日程第 7、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について関連があります ので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませ んか。 ———なしの声あり———	
議	長	異議なしと認め、日程第 6、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定 による許可申請に対する意見の決定について及び日程第 7、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定につ いてを議題とします。 事務局説明を求めます。	
事	務	局	【事務局 朗読説明】

議長 説明が終わりました。

ここで、現地調査の報告を求めます。議案第2号及び議案第3号の案件について10番高橋義隆委員より報告願います。

第2番委員 10番高橋です。議案第2号の番号1番と議案第3号の番号1番から3番の案件について、現地調査の報告をいたします。

5月18日午後に、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[]が宅地分譲地を造成するため、譲渡人である[]、[]、[]所有の田及び畑を売買により取得し、自己所有の田と併せて永久転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、土地の造成を西側の隣接する農地及び周辺道路と同程度の高さとし、土砂流出を防止する。区域内の既存水路については、新たに設置する道路側溝へ切り回しを行い、下流の用水へ影響が無いように計画する。雨水排水は、開発区域内及び区域外に整備する側溝により集水し町道の側溝へ放流する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議長 第18番委員 事務局長 苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

18番田口です。図面を見ると、転用の対象になっていない場所がありますが、なぜですか。

18番田口委員のご質問にお答えします。図面で転用対象地を色塗りしていますが、間に隙間等がある理由についてですが、図面は農地として該当している部分のみ色塗りしています。色塗りされていない部分は水路等ですが、開発区域としては該当しています。

議長 長 その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議	長	議案第 2 号及び議案第 3 号の案件について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。 ———委員挙手———
議	長	挙手全員であります。 よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
議	長	日程第 8、議案第 4 号農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。 事務局 説明を求めます。
事 務 局	局長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 つづいて、現地調査の報告を求めます。 番号 1 番の案件について、5 番渡辺好章委員より報告願います。
第 5 番 委 員		5 番渡辺です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。 5 月 18 日午後に、北部地区の、宮本賢委員、小坂倫充委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。 申請地は、 所有の畑ですが、現在の利用状況は、建物の敷地として利用されています。 農地以外の目的に供されるに至った経緯ですが、昭和 38 年に亡き祖父が農業用の作業場を建築し、住宅への通路を舗装するなど、現在まで宅地として利用されております。 現在まで地目変更の手続きを怠っていた理由は、相続により土地を取得していたが農地法の手続き及び地目変更がなされていなかったことを知らなかったとのことでした。 現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅地として使用されており、農地に復元することは困難であると認められます。 適用外証明できる範囲として、農地以外になってから 20 年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。 以上で現地報告を終わります。
議	長	ご苦労様でした。
第 7 番 委 員		次に、番号 2 番、番号 3 番の案件について 7 番高橋重貴委員より報告願います。 7 番高橋です。番号 2 番と 3 番の案件について、現地調査の報告をいたします。 5 月 18 日午前に、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、有住寿哉委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。 申請地は、 所有の田と 所有の畑ですが、現在の利用状況は、建物敷地、庭及び駐車場として利用されています。

農地以外の目的に供されるに至った経緯ですが、平成 14 年に [] の亡夫であり、 [] の亡父が自宅を建築し、駐車場としてアスファルト舗装や鉄板を敷くなど、現在まで宅地として利用されております。

現在まで地目変更の手続きを怠っていた理由は、相続登記をした際に農地法の手続き及び地目変更がなされていなかったことが判明したとのことでした。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅地として使用されており、農地に復元することは困難であると認められます。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから 20 年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦勞様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号農地法の適用外証明願の審査について、相違ないことを証明することに賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は、相違ないことを証明することに決定しました。

議 長

日程第 9、議案第 5 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事務局 局長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 19 番 委員

19 番高橋です。所有権移転の 5 番の案件ですが、共有名義の土地ということよろしいですか。

事務局

19 番高橋委員のご質問にお答えします。所有権移転 5 番の案件が、共有地であるかのご質問ですが、お見込みの通り、共有名義の土地です。地元の方々に所有している土地であると聞いております。

議 長

その他、質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 5 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 10 議案第 6 号令和 7 年度金ケ崎町農業委員及び農業委員会の
最適化活動の点検・評価についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 6 号令和 7 年度金ケ崎町農業委員及び農業委員会の最適化活
動の点検・評価について、原案のとおり決定することに賛成する委員
の挙手を求めます。
———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和 8 年第 5 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。
ご苦労さまでした。

時間 14 時 10 分